

労働基準関係法令違反に係る公表事案

兵庫労働局

最終更新日：令和6年11月1日

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|------------|-----------|----------|---|--|------------|
| (株)山根商店 | 兵庫県神戸市長田区 | R5.12.7 | 労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条 労働安全衛生規則第517条の4 | ビルの解体作業を行わせるにあたり、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任しなかったもの | R5.12.7送検 |
| (公財)甲南会 | 兵庫県神戸市東灘区 | R5.12.19 | 労働基準法第32条 | 労働者1名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの | R5.12.19送検 |
| マルカ(株) | 兵庫県尼崎市 | R5.12.21 | 労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第134条 | プレス機械作業主任者に安全装置の切替えキーを保管させていなかったもの | R5.12.21送検 |
| 若杉高原開発企業組合 | 兵庫県養父市 | R6.1.17 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条 | 高さ約20mの斜面で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの | R6.1.17送検 |
| 上原建設 | 兵庫県養父市 | R6.1.17 | 労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条 | 高さ約3mの屋根の端部で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく請負人の労働者に作業を行わせたもの | R6.1.17送検 |
| (有)村上瓦工業 | 兵庫県養父市 | R6.1.17 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 | 高さ約3mの屋根の端部で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの | R6.1.17送検 |
| (株)楠田建設 | 兵庫県神崎郡市川町 | R6.3.19 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条 | ベルトコンベヤーの回転軸に覆い等を設けていなかったもの | R6.3.19送検 |
| 丸田工業(株) | 兵庫県尼崎市 | R6.3.22 | 労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第29条 | 工場内でクレーンを用いて荷を吊り上げる際、荷の下に労働者を立ち入らせたもの | R6.3.22送検 |

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|----------------------|------------|---------|---|---|-----------|
| (株)野村鍍金 神戸三田工場 | 大阪府大阪市西淀川区 | R6.5.10 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条 | 鏡面研磨機の回転軸に附属する留め具に覆い等を設けていなかったもの | R6.5.10送検 |
| 日本シール工業(株) 出石工場 | 大阪府大阪市都島区 | R6.5.21 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条 | 印刷機械のロールを掃除させる際、同機械の運転を停止させなかったもの | R6.5.21送検 |
| (株)丸山工業所 | 兵庫県尼崎市 | R6.5.24 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の78 | コンベヤーに非常停止装置を備えなかったもの | R6.5.24送検 |
| (株)ナチュラルノーサン 神戸本部 | 岡山県津山市 | R6.6.25 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第130条の5 労働安全衛生規則第130条の6 | 食品加工用ミンチ機に蓋等を設けず、また、材料投入時に労働者に用具等を使用させなかったもの | R6.6.25送検 |
| (株)ディースタイル | 京都府京都市中京区 | R6.7.8 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 | 高さ約8mの建物屋上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの | R6.7.8送検 |
| 向井鉄工(株) | 兵庫県神戸市東灘区 | R6.8.23 | 労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第636条 | 工事現場において、元請及び関係請負人相互間の連絡及び調整を行わなかったもの | R6.8.23送検 |
| 市川鉄建(株) | 大阪府大阪市西淀川区 | R6.8.23 | 労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第74条の2 | つりクランプ1個を用いて玉掛けし、つり上げた荷の下に労働者を立ち入らせたこと | R6.8.23送検 |
| 西重機 | 兵庫県神戸市西区 | R6.8.23 | 労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条 | 無資格である事業者が移動式クレーンの玉掛け業務を行ったもの | R6.8.23送検 |
| (株)Vi-mille 神戸ミル | 大阪府大東市 | R6.9.25 | 労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第21条 | 無資格の労働者にフォークリフトを運転させたもの | R6.9.25送検 |